

2018年6月25日

担当：森 稔樹（法学部教授）

酒税（法）に関する参考書：さしあたり、次のものをあげておく。

石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾』〔第9版〕（2018年、清文社）414頁

金子宏『租税法』〔第二十二版〕（2017年、弘文堂）771頁以下

三木義一編著『よくわかる税法入門』（2018年、有斐閣）270頁以下

吉野維一郎編著『図説日本の税制』〔平成29年度版〕（2017年、財経詳報社）201頁以下

## 1. 酒税の概要

国税／間接税の一種である消費税（消費課税）→間接消費税→個別消費税

課税の根拠となる法律＝酒税法（昭和28年法律第6号）

1989（平成元）年度税制改正<sup>1</sup>；従価税制度<sup>2</sup>および級別制度<sup>3</sup>の廃止など

2006（平成18年）年度税制改正；酒税の分類を10から4に減らした。

2017（平成29年）年度税制改正；酒類間の税負担の公平という観点から税率を見直し、2010年度から2016年度にかけて段階的に実行する。

## 2. 酒税法による酒類の定義

（1）酒税法第2条（見出しは「酒類の定義及び種類」）

同第1項：「この法律において『酒類』とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。」

同第2項：「酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類する。」

（2）酒税法第3条（見出しは「その他の用語の定義」）

同第3号：「発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ ビール

ロ 発泡酒

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が10度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）」

<sup>1</sup> これは、消費税法の制定に伴う改正であり、GATTや当時のEC諸国からの批判に応える形で行われた。

<sup>2</sup> 従価税とは、消費税などのように課税物件の価額を課税標準とする租税をいう。

<sup>3</sup> 級別制度とは、清酒やウイスキーにおいて採用されていたもので、アルコール度数に応じて酒類を特級、一級などと分類し、その分類に応じた税率を設定するものである。

同第4号：「醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

- イ 清酒
- ロ 果実酒
- ハ その他の醸造酒

同第5号：「蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

- イ 連続式蒸留焼酎
- ロ 単式蒸留焼酎
- ハ ウイスキー
- ニ ブランデー
- ホ 原料用アルコール
- ヘ スピリッツ

同第6号：「混成酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

- イ 合成清酒
- ロ みりん
- ハ 甘味果実酒
- ニ リキュール
- ホ 粉末酒
- ヘ 雑酒

同第7号：「清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が22度未満のものをいう。

- イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの
- ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えないものに限る。）
- ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

同第8号：「合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下のものを含む。第15号ハ及び第16号ロ並びに第8条第3号を除き、以下同じ。）、焼酎（連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。第11号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分20度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。」

同第9号：「連続式蒸留焼酎 アルコール含有物を連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第43条第6項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エ

キス分が2度未満のものに限る。)を含み、次に掲げるものを除く。)で、アルコール分が36度未満のものをいう。

イ 発芽させた穀類又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を原料の全部又は一部としたもの

ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたのもの

ハ 含糖質物(政令で定める砂糖を除く。)を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が95度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

同第10号:「単式蒸留焼酎 次に掲げる酒類(これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。)でアルコール分が45度以下のものをいう。

イ 穀類又は芋類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機(以下この号及び第43条第7項において「単式蒸留機」という。)により蒸留したもの

ロ 穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

ニ 砂糖(政令で定めるものに限る。)、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ 穀類又は芋類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの(その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又は芋類(これらのこうじを含む。)の重量を超えないものに限る。)

ヘ イからホまでに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの(これに政令で定めるところにより砂糖(政令で定めるものに限る。)その他の政令で定める物品を加えたもの(エキス分が2度未満のものに限る。)を含む。)

同第11号:「みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が15度未満のもの(エキス分が40度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎又はアルコールを加えて、こしたもの

ロ 米、米こうじ及び焼酎又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ みりに焼酎又はアルコールを加えたもの

ニ みりにみりんかすを加えて、こしたもの

同第12号:「ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のものをいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの(その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の100分の50以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の100分の5を超えないものに限る。)

ハ イ又はロに掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の 100 分の 50 以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の 100 分の 5 を超えないものに限る。）<sup>4</sup>

同第 13 号：「果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が 20 度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が 15 度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の 100 分の 10 を超えないものに限る。）

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの<sup>5</sup>

同第 14 号：「甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ハ 前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の 100 分の 90 を超えないものに限る。ニにおいて同じ。）

ニ 果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

同第 15 号：「ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第 9 号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したものの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が 95 度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したものの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が 95 度未満のものに限る。）

<sup>4</sup> 平成 29 年度税制改正により、定義が変更された。平成 30 年 4 月 1 日以降の適用となる〔「平成 29 年度税制改正の大綱」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）80 頁を参照〕。

<sup>5</sup> やはり平成 29 年度税制改正により、定義が変更された。平成 30 年 4 月 1 日以降の適用となる〔「平成 29 年度税制改正の大綱」80 頁を参照〕。

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものに限る。）」

同第16号：「ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第9号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が95度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10以上のものに限る。）」

同第17号：「原料用アルコール 第9号又は第10号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が45度を超えるものをいう。」

同第18号：「発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第7号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のものに限る。）をいう。」<sup>6</sup>

同第19号：「その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第7号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が20度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。」

同第20号：「スピリッツ 第7号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が2度未満のものをいう。」

同第21号：「リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの（第7号から第19号までに掲げる酒類、前条第1項に規定する溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。」

同第22号：「粉末酒 前条第1項に規定する溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。」

同第23号：「雑酒 第7号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。」

同第24号：「酒母 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したもの（製薬用、製パン用、しゅうゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。」

---

<sup>6</sup> やはり平成29年度税制改正により、定義が変更された。但し、発泡酒に関しては2023年10月1日以降の適用となる〔「平成29年度税制改正の大綱」（平成28年12月22日閣議決定）80頁を参照〕。

同第 25 号：「もろみ 酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）で、こし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終わる前のもの）をいう。」

同第 26 号：「こうじ でん粉質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた孢子又は浸出させた酵素を含む。）で、でん粉質物を糖化させることができるものをいう。」

同第 27 号：「保税地域 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 29 条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。」

### 3. 酒税の納税義務者

酒税法第 6 条第 1 項：「酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。」

同第 2 項：「酒類を保税地域から引き取る者（以下「酒類引取者」という。）は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。」

この他、同第 6 条の 3（みなし規定）、同第 6 条の 4（非課税規定）、同第 43 条（みなし製造）に注意すること。

▲同第 6 条第 1 項にいう「移出」：売買、贈与、交換、占有移転などの別を問わない<sup>7</sup>。

### 4. 酒類の製造、販売に関する免許制度

#### （1）酒類製造免許

酒税法第 7 条第 1 項：「酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。」

同第 2 項：1 年間の製造見込数量（これを超えなければ製造免許を受けることができない。種類ごとに数量が決められている）。

同第 54 条・第 55 条：罰則

#### （2）酒母または「もろみ」の製造免許

同第 8 条：やはり製造場ごとに製造免許を受けなければならない。

同第 54 条・第 55 条：罰則

#### （3）酒類販売業免許

同第 9 条第 1 項：「酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類製造者<sup>7</sup>がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第 7 条第 1 項の規定により製造免許を受けた酒類と同

<sup>7</sup> 判例とともに、金子・前掲書 773 頁を参照。

一の品目の酒類及び第 44 条第 1 項の承認を受けた酒類に限る。) の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。」

同第 2 項：「前項の販売業免許を与える場合において、その販売業免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の販売業免許につき期限を付することができる。」

#### 同第 56 条第 1 項第 1 号：罰則

##### (4) 上記各種免許の要件

酒税法第 10 条各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は申請者に対して上記各種免許を与えないことができる。この他、上記各種免許の「取消し」については同第 12 条ないし第 14 条を、製造場または販売場の移転の許可については同第 16 条を、製造業または販売業の廃止については同第 17 条を、製造業または販売業の相続については同第 19 条を参照。

##### (5) 免許制度と憲法

●最一小判平成元年 12 月 14 日刑集 43 卷 13 号 841 頁（「どぶろく裁判上告審判決」）

**事案** 千葉県のある町に居住する X（被告人）は、所轄税務署長から清酒製造免許を受けることなく、自宅で清酒を製造した。これが酒税法第 7 条に違反するとして、原料を収税官吏に差し押さえられた上、起訴された。X は、酒類製造免許制度が酒の自己消費を規制するものであって憲法第 13 条に違反するなど主張したが、千葉地判昭和 61 年 3 月 26 日判時 1187 号 157 頁は X を罰金刑に処す旨の判決を下し、東京高判昭和 61 年 9 月 29 日高刑集 39 卷 4 号 357 頁は X の控訴を棄却した。最高裁判所第一小法廷も X の上告を棄却した。

**判旨** 酒税法第 7 条第 1 項および同第 54 条第 1 項は「自己消費を目的とする酒類製造であっても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予想されることから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けずに酒類を製造した者を処罰することとしたものであり」

（最一小判昭和 30 年 7 月 29 日刑集 9 卷 9 号 1972 頁を参照）、「これにより自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえず、憲法 31 条、13 条に違反するものでない」（最大判昭和 60 年 3 月 27 日民集 39 卷 2 号 247 頁、最一小判昭和 35 年 2 月 11 日集刑 132 号 219 頁を参照）。

●最一小判平成 4 年 12 月 15 日民集 46 卷 9 号 2829 頁

**事案** 東京都内の X 株式会社は、昭和 49 年 7 月 30 日に所轄税務署長に対して酒類販売業免許の申請をしたが、所轄税務署長は昭和 51 年 11 月 24 日付で免許拒否処分を行った。これは、X 株式会社は酒税法第 10 条第 10 号（「酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合」）に該当することが理由とされたものである。X 株式会社は免許拒否処分の取消を求めて出訴した。東京地判昭和 54 年 4 月 12 日税資 105 号 46 頁は X 株式会社の請求を認容したが、東京高判昭和 62 年 11 月 26 日判時 1259 号 30 頁は所轄税務署長の控訴を容れて X 株式会社の請求を棄却したため、X 株式会社は上告した。最高裁判所第三小法廷は上告を棄却した。

**判旨** ①「酒税が、沿革的に見て、国税全体に占める割合が高く、これを確実に徴収する必要性が高い税目であるとともに、酒類の販売代金に占める割合も高率であったことにかんがみると、酒税

法が昭和13年法律第48号による改正により、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のために、このような制度を採用したことは、当初は、その必要性和合理性があつたといふべきであり、酒税の納税義務者とされた酒類製造者のため、酒類の販売代金の回収を確実にさせることによつて消費者への酒税の負担の円滑な転嫁を実現する目的で、これを阻害するおそれのある酒類販売業者を免許制によつて酒類の流通過程から排除することとしたのも、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ重要な公共の利益のために採られた合理的な措置であつたといふことができる。その後の社会状況の変化と租税法体系の変遷に伴い、酒税の国税全体に占める割合等が相対的に低下するに至つた本件処分当時の時点においてもなお、酒類販売業について免許制度を存置しておくことの必要性及び合理性については、議論の余地があることは否定できないとしても、前記のような酒税の賦課徴収に関する仕組みがいまだ合理性を失うに至つてはいへないと考えられることに加えて、酒税は、本来、消費者にその負担が転嫁されるべき性質の税目であること、酒類の販売業免許制度によつて規制されるのが、そもそも、致酔性を有する嗜好品である性質上、販売秩序維持等の観点からもその販売について何らかの規制が行われてもやむを得ないと考えられる商品である酒類の販売の自由にとどまることをも考慮すると、当時においてなお酒類販売業免許制度を存置すべきものとした立法府の判断が、前記のような政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理であるとまでは断定し難い。」

②酒税法第10条第10号は「免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合に、酒類販売業の免許を与えないことができる旨を定めるものであつて、酒類製造者において酒類販売代金の回収に困難を来すおそれがあると考えられる最も典型的な場合を規定したものといふことができ、右基準は、酒類の販売免許制度を採用した前記のような立法目的からして合理的なものといふことができる。また、同号の規定が不明確で行政庁のし意的判断を許すようなものであるとも認め難い。そうすると、酒税法9条、10条10号の規定が、立法府の裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理であるといふことはできず、右規定が憲法22条1項に違反するものといふことはできない。」

〔同旨の判決として、最一小判平成10年3月26日判時1639号36頁、最三小判平成14年6月4日判時1788号160頁などがある。〕

## 5. 酒税の課税標準および税率

### (1) 課税標準

酒税法第22条第1項：「酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。」

同第2項：「前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。」

☞酒税は**従量税**であることがわかる。

### (2) 現行の税率

酒税法第23条第1項：「酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 22万円
- 二 醸造酒類 14万円

三 蒸留酒類 20 万円（アルコール分が 21 度以上のものにあつては、20 万円にアルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 1 万円を加えた金額）

四 混成酒類 22 万円（アルコール分が 21 度以上のものにあつては、22 万円にアルコール分が 20 度を超える 1 度ごとに 1 万円を加えた金額）」

同第 2 項：「発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 100 分の 50 未満 25 以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 17 万 8125 円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 100 分の 25 未満のものでアルコール分が 10 度未満のものに限る。） 13 万 4250 円

三 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。） 8 万円

イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（エキス分が 2 度以上のものに限る。）

ロ 発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの（エキス分が 2 度以上のものに限る。）」

同第 3 項：「醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第 1 項の規定にかかわらず、1 キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 12 万円

二 果実酒 8 万円」

同第 4 項：「蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が 37 度未満のものに係る酒税の税率は、第 1 項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき 37 万円とする。」

同第 5 項：「混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第 1 項の規定にかかわらず、1 キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 10 万円

二 みりん及び雑酒（その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。） 2 万円

三 甘味果実酒及びリキュール 12 万円（アルコール分が 13 度以上のものにあつては、12 万円にアルコール分が 12 度を超える 1 度ごとに 1 万円を加えた金額）

四 粉末酒 39 万円」

同第 6 項：「前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める。」

（3）改正後の税率<sup>8</sup>

①発泡性酒類、醸造酒類および混成酒類の税率

種類	現行	改正案
発泡性酒類	220,000 円/ℓ	155,000 円/ℓ
発泡酒（アルコール分）	（10 度未満）	（－）

<sup>8</sup> いずれも「平成 29 年度税制改正の大綱」77 頁以下による。

(麦芽比率 25%以上 50%未満)	178,125 円/ℓ	—
(麦芽比率 25%未満)	134,250 円/ℓ	—
その他の発泡性酒類 (アルコール分)	(10 度未満)	(11 度未満)
(ホップを原料の一部とした酒類で一定のもの)	80,000 円/ℓ	—
(ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類)	80,000 円/ℓ	100,000 円/ℓ
醸造酒類	140,000 円/ℓ	100,000 円/ℓ
清酒	120,000 円/ℓ	—
果実酒	80,000 円/ℓ	—
混成酒類 (アルコール分 20 度)	220,000 円/ℓ	200,000 円/ℓ
[アルコール分 1 度当たりの加算額]	[11,000 円/ℓ]	[10,000 円/ℓ]

発泡性酒類の税率改正 第1段階；2020年10月1日／第2段階；2023年10月1日／  
第3段階；2026年10月1日

醸造種類の税率改正 第1段階；2020年10月1日／第2段階；2023年10月1日

②各段階ごとの税率の変更

種類	現行	改正案		
		第1段階	第2段階	第3段階
発泡性酒類	220,000 円	200,000 円	181,000 円	155,000 円
発泡酒 (アルコール分)	(10 度未満)	(10 度未満)	(10 度未満)	(—)
(麦芽比率 25%以上 50%未満)	178,125 円	167,125 円	155,000 円	—
(麦芽比率 25%未満)	134,250 円	134,250 円	134,250 円	—
(いわゆる「新ジャンル」)	—	—	134,250 円	—
その他の発泡性酒類				
(アルコール分)	(10 度未満)	(10 度未満)	(10 度未満)	(11 度未満)
(いわゆる「新ジャンル」)	80,000 円	108,000 円	—	—
(ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類)	80,000 円	80,000 円	80,000 円	100,000 円
醸造酒類	140,000 円	120,000 円	100,000 円	100,000 円
清酒	120,000 円	110,000 円	—	—
果実酒	80,000 円	90,000 円	—	—
混成酒類 (アルコール分 20 度)	220,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
[アルコール分 1 度当たりの加算額]	[11,000 円]	[10,000 円]	[10,000 円]	[10,000 円]